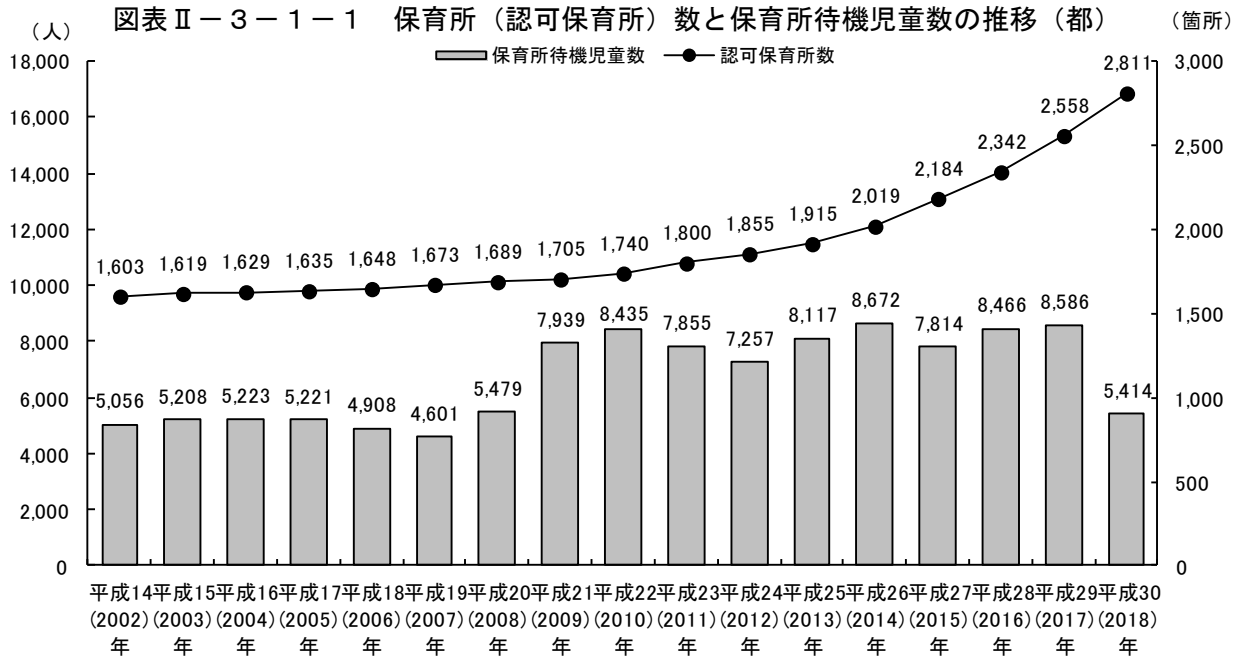


Ⅱ－３ 妊娠・出産・子育てに対する支援

１．保育所数と待機児童数・認証保育所の状況

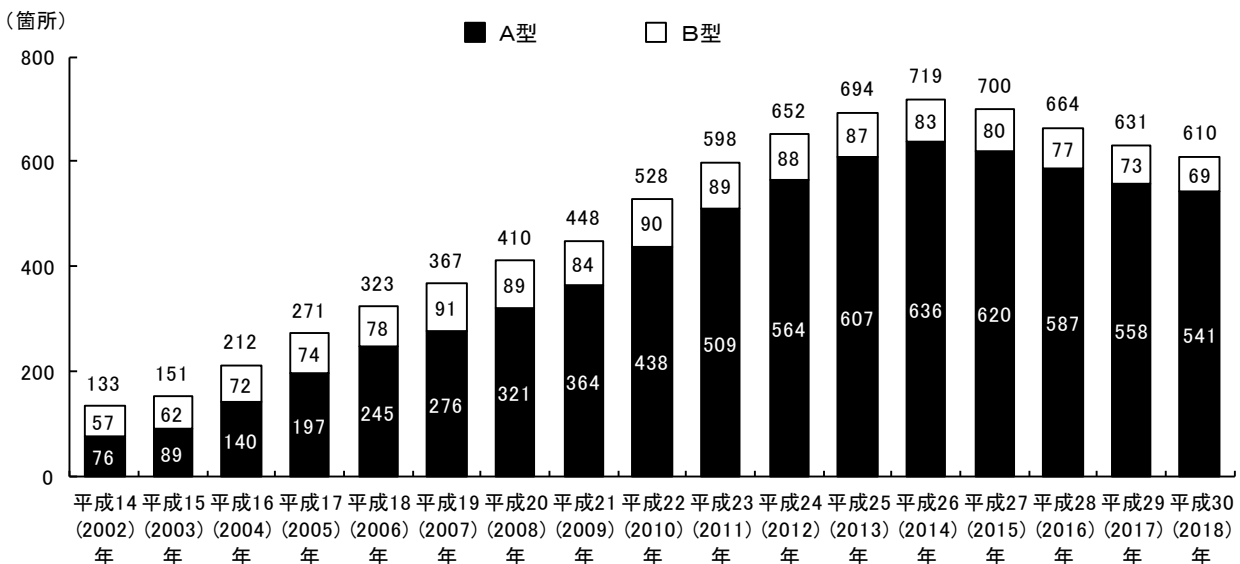
平成 30 (2018) 年 4 月現在、認可保育所は 2,811 箇所、認証保育所は 610 箇所である。平成 30 (2018) 年の待機児童数は 5,414 人で、前年に比べ 3,172 人減少している。



注：各年 4 月現在

資料：東京都福祉保健局調べ

図表Ⅱ－３－１－２ 認証保育所数の推移（都）



注 1：各年 4 月 1 日現在

注 2：平成 23 (2011) 年より郡部を計上している。

注 3：認証保育所は増大する保育ニーズに応え、東京都が独自の基準により認証するもので、主に駅前に設置される A 型と、小規模で家庭的な保育を行う B 型がある。

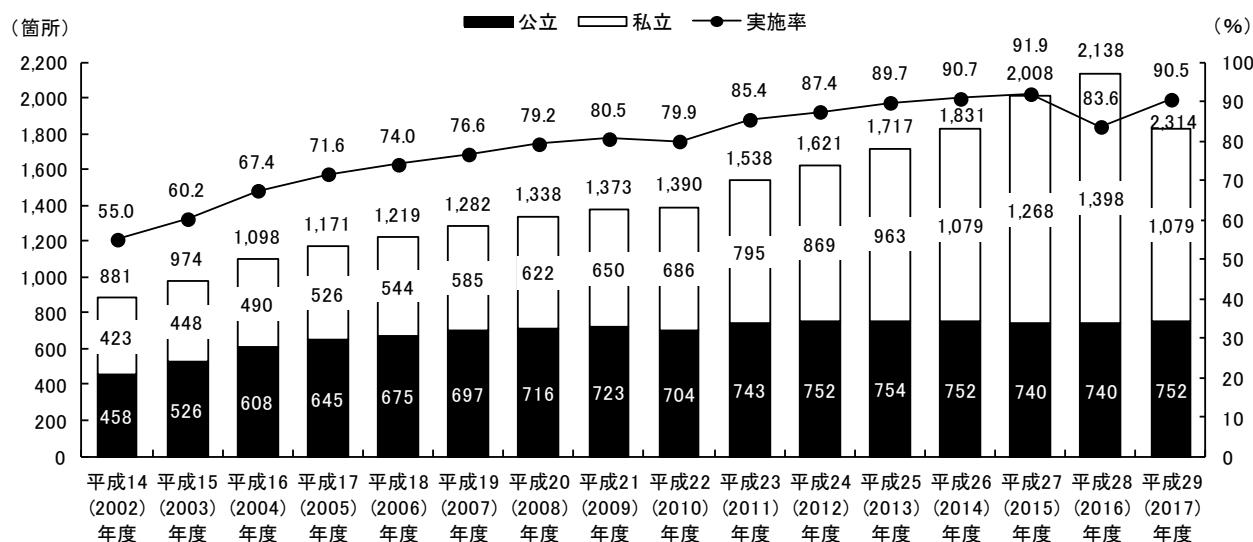
資料：東京都福祉保健局「福祉・衛生行政統計年報」（平成 29 年度）

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

2. 延長保育・保育サービスの整備状況（学童クラブ、ファミリー・サポート・センター、子育てひろば）

延長保育の実施個所は、平成 29（2017）年度は公立と私立を合わせて 2,314 箇所となっている。実施率は 90.5%となっている。平成 29（2017）年度のファミリー・サポート・センター事業実施自治体数は 51 箇所、会員数（合計）は 123,650 人となっている。

図表Ⅱ－3－2－1 延長保育の実施状況の推移（都）

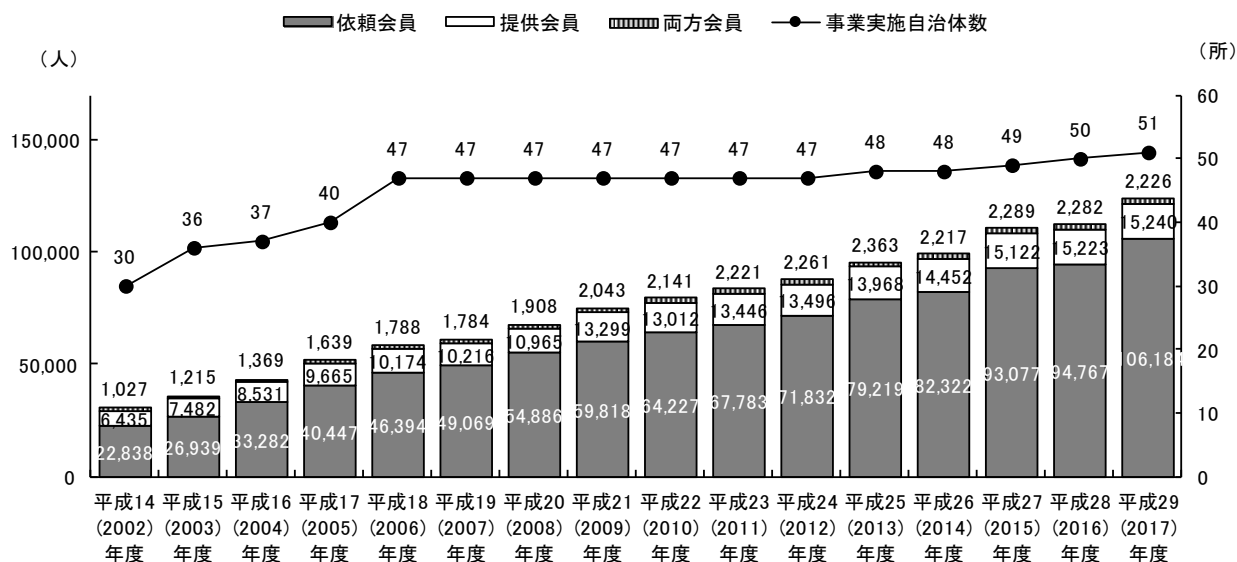


注1：各年度4月1日現在

注2：平成17（2005）年度は「次世代育成支援対策交付金制度」に基づく延長保育の実施施設数

資料：東京都福祉保健局調べ

図表Ⅱ－3－2－2 ファミリー・サポート・センター事業実施自治体数と会員数の推移（都）



注1：各年度3月31日現在

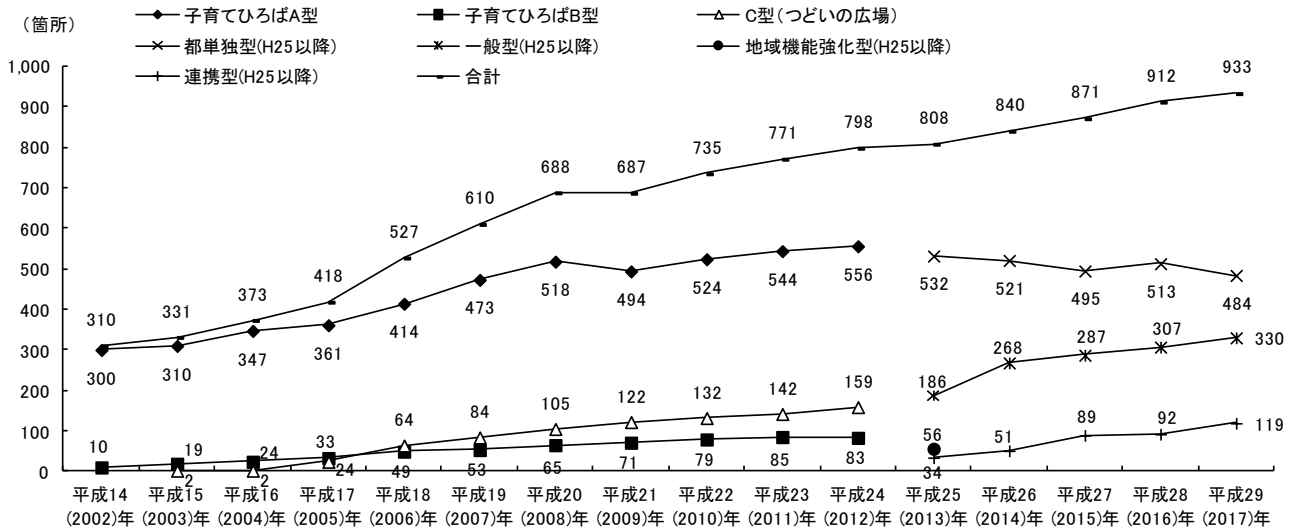
注2：会員数は依頼会員、提供会員、両方会員の合計

注3：ファミリー・サポート・センターは育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織

資料：東京都福祉保健局調べ

子育てひろば数は、年々増加傾向にあり、平成 29（2017）年には 933 箇所となっている。学童クラブ数は増加傾向にある。平成 28（2016）年度末の学童クラブは 1,742 箇所、定員・登録児童数とも 95,741 人となっている。

図表Ⅱ－３－２－３ 子育てひろば数の推移（都）

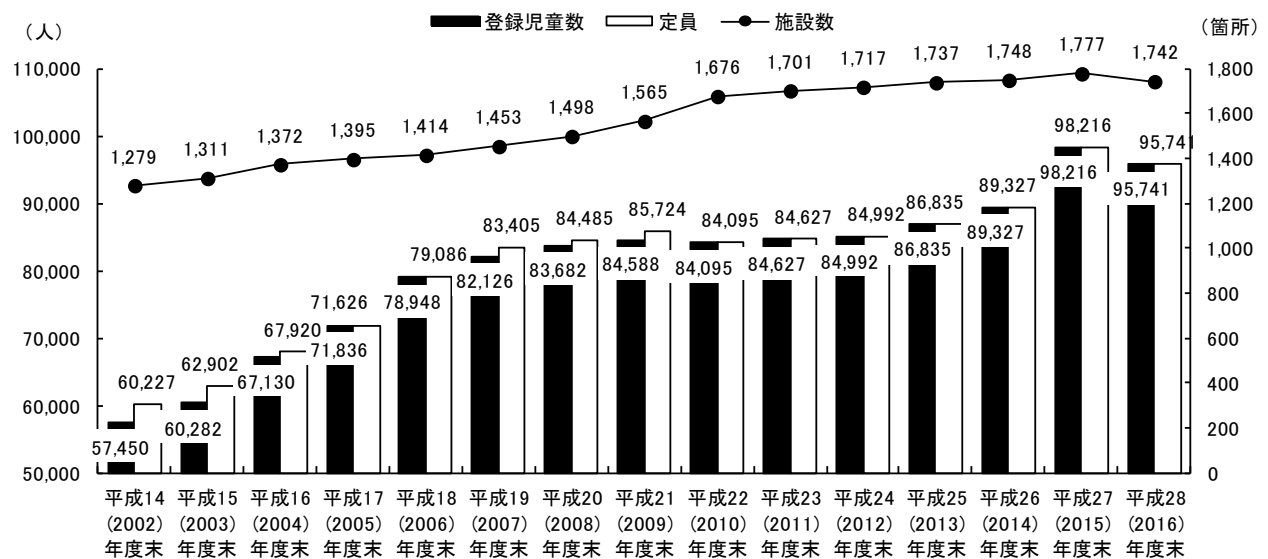


注：子育てひろばとは身近な地域の子育て家庭の支援を行うため、0歳から3歳までの孤立しがちな子育て家庭を中心に集いの場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う。

- ・子育てひろばA型：保育所、児童館等の機能・スペースを活用して相談や講座を行う。
- ・子育てひろばB型：保育所等に専用スペースを確保して実施する。
- ・C型（つどいの広場）：空き店舗、学校の余裕教室や公共施設内のスペースを確保して、常時親子の集いの場所を提供する。

資料：東京都福祉保健局調べ

図表Ⅱ－３－２－４ 学童クラブ・定員・登録児童数の推移（都）



注：学童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を授業終了後にあずかる事業

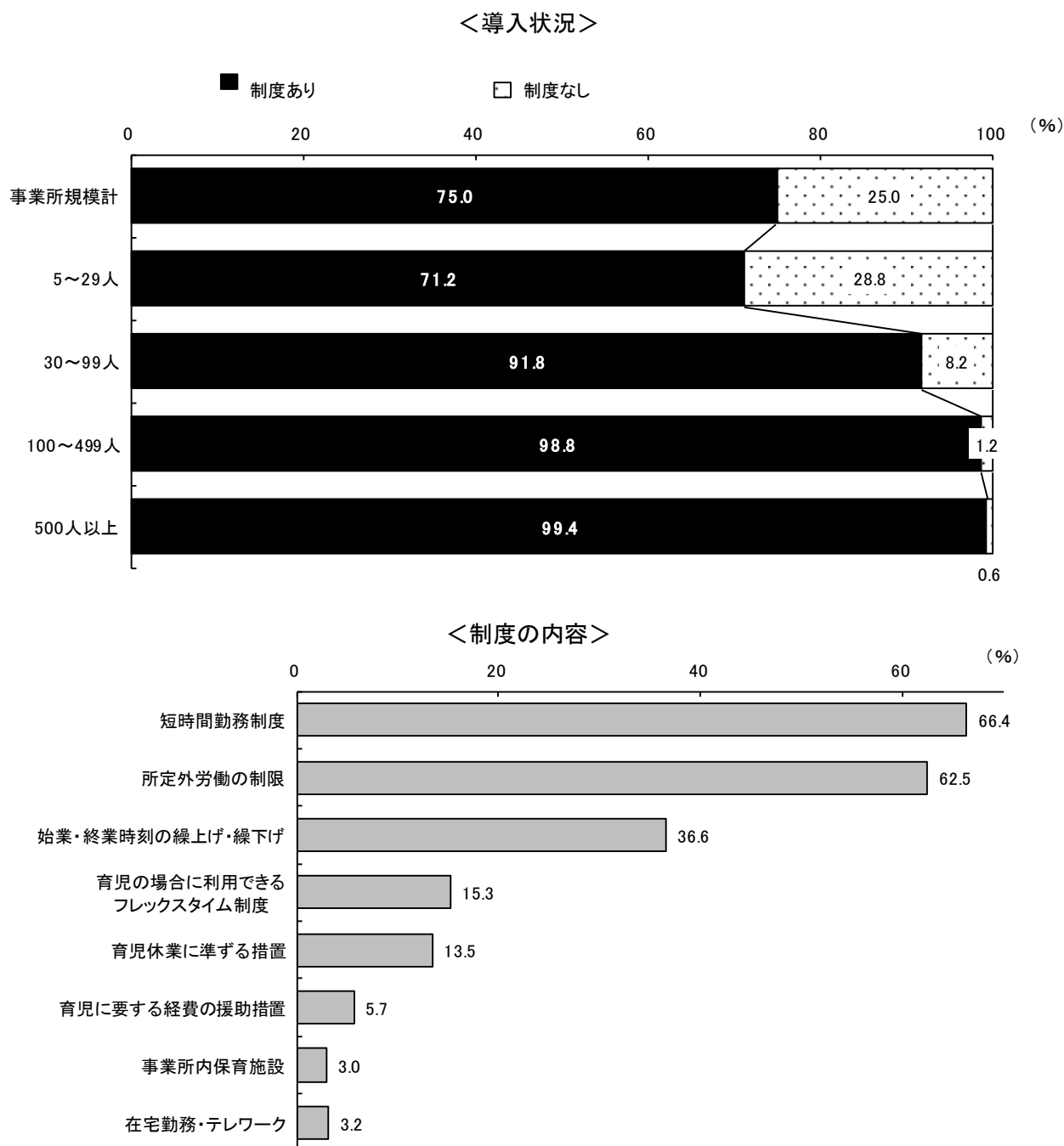
資料：東京都福祉保健局「福祉・衛生行政統計年報」（平成 29 年度）

Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

3. 育児に関する両立支援制度の導入状況

全国の育児に関する両立支援制度を導入している事業所は75.0%であり、事業所規模が大きくなるほど導入割合も高くなる。
制度の内容としては「短時間勤務制度」が66.4%、「所定外労働の制限」62.5%で、半数以上の事業所で導入されている。

図表Ⅱ－3－3 育児に関する両立支援制度の導入状況（全国）



注1：岩手県、宮城県及び福島県は除く。

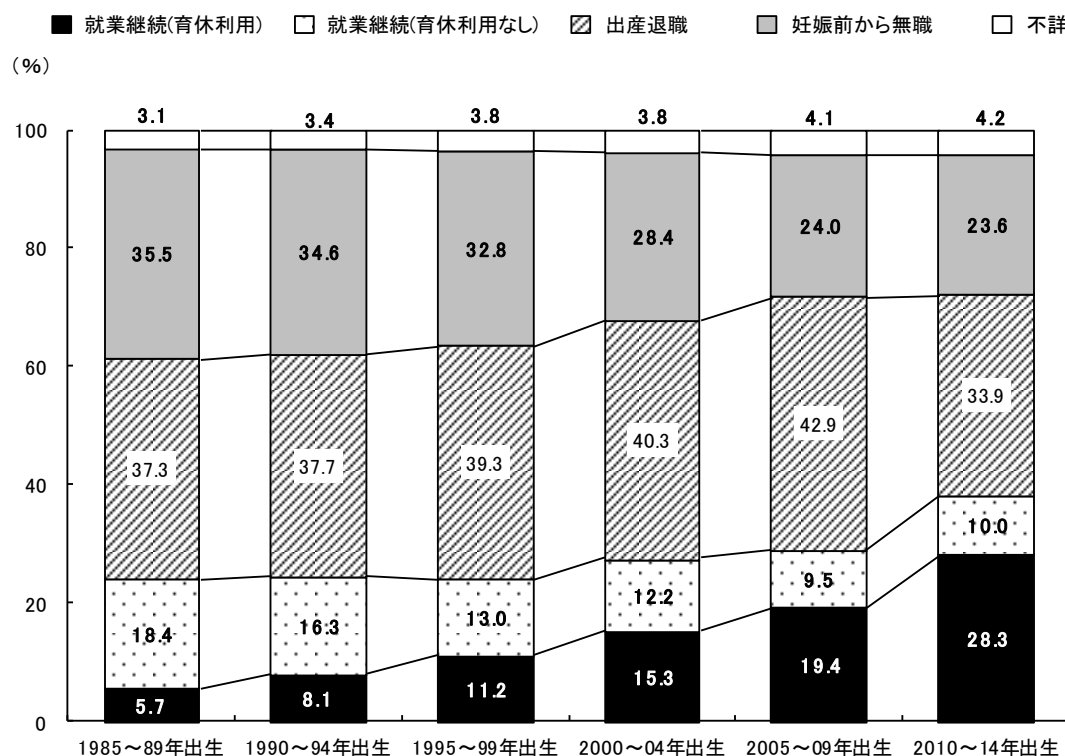
注2：制度の内容の割合は、制度なしを含めた全事業所に対する割合である。

資料：厚生労働省「平成29年度雇用均等基本調査（事業所調査）」

4. 結婚・出産前後の妻（母親）の就業変化

第1子出産後に就業を継続した（「就業継続（育休利用）」「就業継続（育休利用なし）」の合計）妻の割合は2005～09年の29.0%から2010～14年の38.3%に大幅に増加したが、一方、出産退職した妻の割合は2005～09年の42.9%から2010～14年の33.9%に減少している。

図表Ⅱ－3－4 子の出生年別出産前後の妻の就業変化（第1子）（全国）



注：対象は初婚どうしの夫婦。第1子は第12回～第14回調査の当該児が1歳以上15歳未満の夫婦を合わせて集計。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査（夫婦調査）」
（平成28年）